

総合スポーツセンターの主要室の考え方について①

審議会説明用

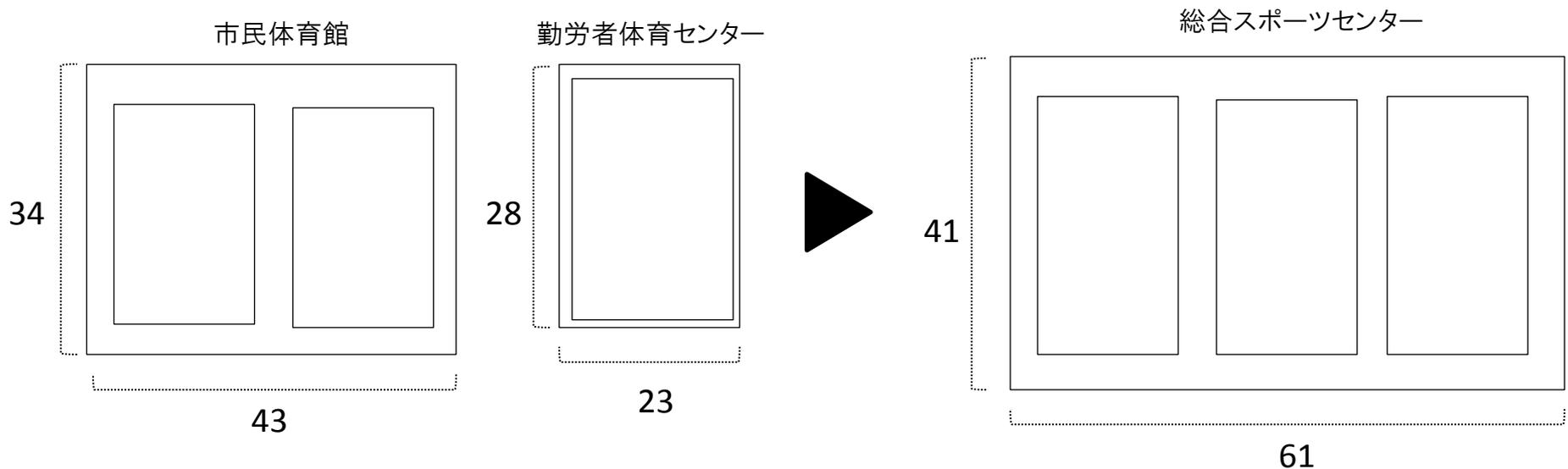
資料6-2

■メインアリーナ

○面数は、現在と同様にバスケットコートの面数を基準とする。既存の市民体育館2面、勤労者体育センター1面のアリーナを確保するため、メインアリーナは3面とする。

○長辺の長さは、バスケットボールコートの横の長さ15m×3面とコート間隔から決まる。コート間隔は、国体の基準を参考にすると、コート間5m、壁からコート間7mをとる必要があるが、合計69mとなるが、バスケットボールの試合実態を踏まえ、コート間5m、壁からコート間3mまで縮小することで、合計61mとする。

○短辺の長さは、バスケットボールコートを基準にすると、縦の長さ28mにエンドラインから壁までの距離5m(安全性を考慮した協会推奨の距離)を加え、38mにする必要がある。さらに、昨今のフットサル利用者の増加に対応するため、フットサルの公式大会が開催できるように3m延長(コートの縦38mにゴールの奥行3mを加えたもの。ただし、ゴールは壁に接する。)し、短辺の長さを41mとする。



総合スポーツセンターの主要室の考え方について②

■サブアリーナ

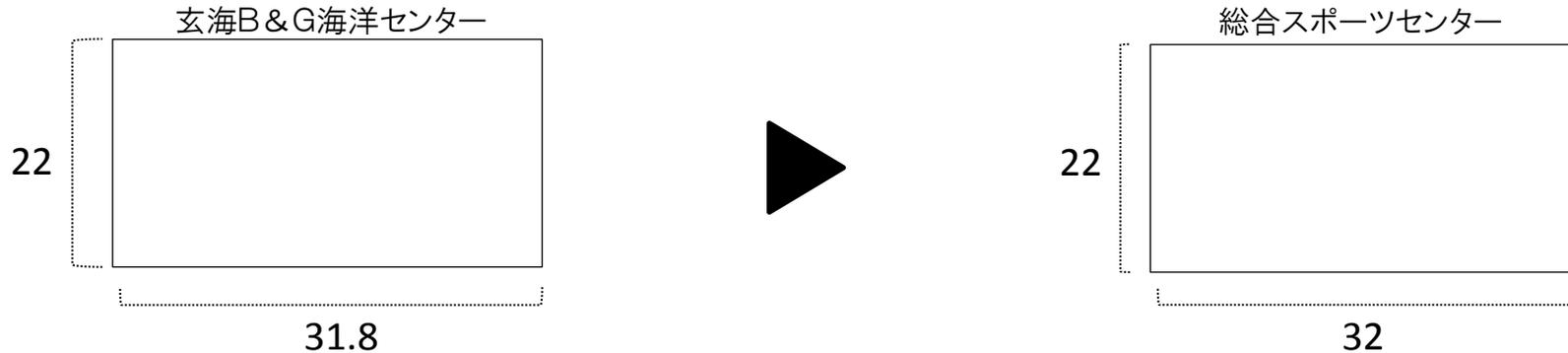
○既存の玄海B&G海洋センターにあたるアリーナを確保する。

審議会説明用

資料6-2

○長辺及び短辺の長さは、玄海B&G海洋センターと同規模とする。

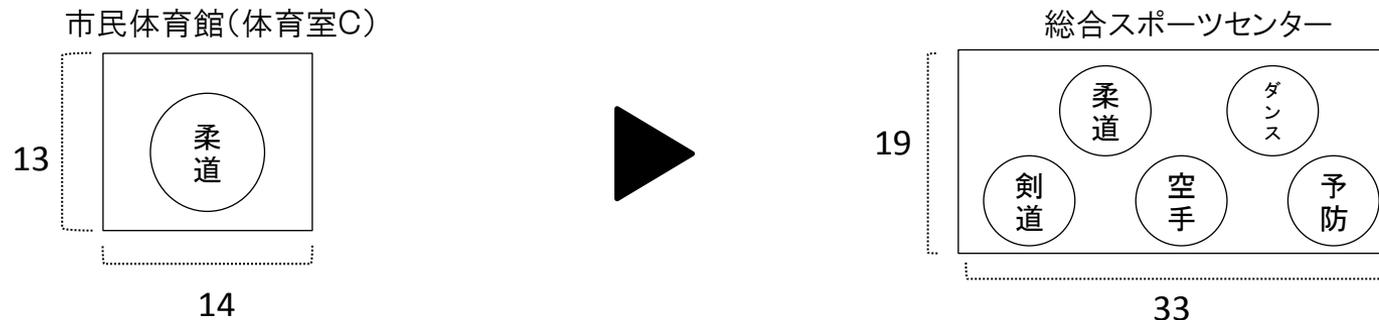
○日常的な練習の場や小規模な大会の会場として利用することに加え、メインアリーナ全面を使用する大会を開催した場合のアップ会場としても利用する。



■多目的室A(武道・ダンス等)

○既存の市民体育館の体育室C(柔道場)にあたるスペースを拡充し、柔剣道コート各1面を確保する。

○ダンスなど多様なニーズに対応できるスペースとし、幼児を対象にした親子運動教室や高齢者を対象にした転倒予防教室などの各種教室が実施できるようにする。



総合スポーツセンターの主要室の考え方について③

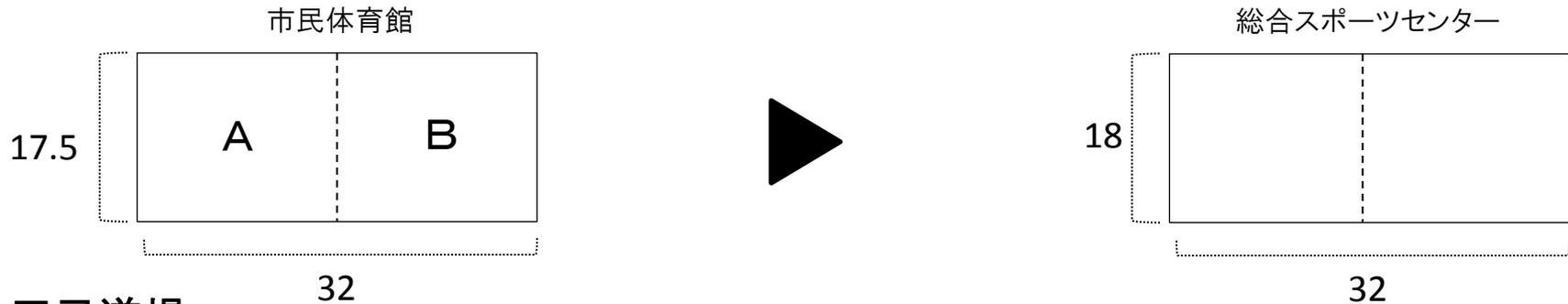
審議会説明用

資料6-2

■多目的室B(卓球等)

○既存の市民体育館の体育室A及びBにあたるスペースを確保する。

○市民体育館だけではなく、勤労者体育センターや玄海B&G海洋センターでも利用者の多い卓球利用者に対応できるようにしながら、多目的にも使用できるスペースとする。



■弓道場

○弓道は、近的(的場まで28m)と遠的(的場まで60m)の2つの競技があるが、近的競技の場のみを確保する。

○近的競技大会は、1チーム5人制と3人制があり、5人制時に対戦チームが同時に立つことができる10人立ちが望ましいが、3人制時に対戦チームが同時に立つことができる6人立ちを確保する。



総合スポーツセンターの主要室の考え方について④

審議会説明用

資料6-2

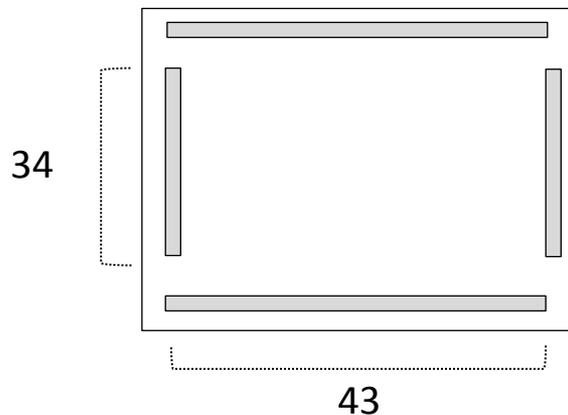
■観客席

○現在開催されている市民スポーツ大会(応援者含む。)は、参加者300~500人規模が年間15回、500~1,000人規模が年間13回行われており、大会開催時の応援者や選手控室として1,000席を確保する。

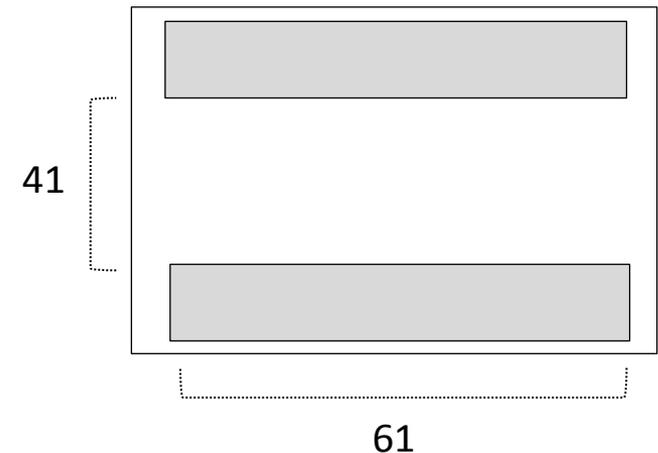
○ユリックスのイベントホールは、バスケットコート2面で約800席の観客席がある。また、近隣市町村の観客席整備状況は、春日市で1,033席(人口109,000人)、粕屋町で748席(人口45,100人)である。

○一般に、九州大会レベル以上のスポーツ大会では1,500席以上の観客席が必要となるため、1,000席で対応可能な大会誘致を図っていく。

市民体育館



総合スポーツセンター



■冷暖房設備(機械室)

○快適で安全なスポーツ実施環境を整えるため、季節や気温の変化に対応できるように冷暖房設備を整備する。

○バドミントンや卓球など風を遮断する必要がある競技に対応する必要がある。